時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千八百二十二號
明治廿六年十一月廿五日土曜日（丙寅）
舊曆癸巳十月十八日
日出午前六時二十八分　入午後四時二十八分
月出午後五時三十八分　入午前八時五分
滿潮午前五時四十七分　午後六時九分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄（一日以上）	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

第五議會

第五議會は本日を以て召集せられいよ〳〵來る二十九日より開會す可しといふ議會の紛擾は毎度の沙汰にして開設以來既に四年を經過して四回の度數を重ねたれども一回にても無事に會期を終りたるみとなし即ち第一期は豫算の削減に就き同意不同意の爭を生じて推問答の末、漸く姑息の折合を告げ第二期に至りては終に解散となり第三期には撰擧干涉云々の爲めに議場穩かならずして停會の事あり而して第四期に至りては世人の知る如き始末にして若しも詔勅の煥發なかりせば如何なる結局を見しやも知る可らず既往既に斯くの如し今度の第五議會とても其大勢を卜知するに難からざる可し左れば議會は只年々歲々紛爭を事とするのみにして日本の政治上には何等の效能もなき有害物なるが如くなれども國事の全面より靜に觀察するときは其紛爭の中にも自から效能の少なからざるを見る可し試に議會の開設前と其以後とを比較して政府の有樣如何を案ずるに施政の趣は次第に變化して從來の弊習を改めたるもの一にして足らず例へば所謂政費の節減、冗員の淘汰を始めとして官吏に固有なる橫風の弊を矯め人民に接するの擧動を謹しむに至りたるが如き專制的の政弊を改めたるは近來著しき事實にして議會開設の結果と云はざるを得ず故に弊事矯正の一點に於ては政論の紛爭も亦自から無益ならず我輩は明に其效能を認むるものなれども然れども其效能は唯害を除くのみにして新に利を謀るものに非ず今日の時勢を察して政務を擴張し新に業を興し事を企て〻日本の富殖繁榮を謀り以て世界進步の大勢に應ずるの一段に至りては議會の擧動に對して大に遺憾なきを得ざるなり之を喩へば從來の政弊は人の病に罹りたるもの〻如し其病たる決して輕視す可きものに非ざれば平生の不養生を戒しめ又その惡習慣を矯めしむるは病を治するに必要の手段なれども單に治療の方を施すのみにして滋養を與ふるみとを爲さゞるのみか剩さへ身體の運動をも禁ずるときは假令ひ病は治するも健康活潑の動作は望む可らず或は其病人にして賴み少なき老人ならんには消極の攝生法を專らにして單に餘命を繫ぐの工風も亦或は可ならんなれども今の日本は前途多望なる壯年の境遇に在るものにして政府の情實病と名くる一時の病の爲めに苟も躊躇す可きの時に非ず世界進步の大勢は日一日よりも新にして列國の競爭は政略に商略に寸時を爭ふの急に迫りながら國內に於ける些末の爭の爲めに時機を空ふするみともあらんには忽ち進步の大勢に後れて富殖繁榮は到底期す可らざるに至る可し思ふに議會の紛爭は自から原因を存して遽に止む可らず今回も亦前回の如くなるみとならん誠に止むを得ざる次第なれども苟も國の政に參して責任の重きを知るものは今の大勢の容易ならざるを察して其紛爭の間にも國家全體の利害を心に記し事を誤らざるの心掛肝要なる可し議會の開會に際し例に由りて一言の希望を述ぶるものなり

官報

○勅令

朕在外國公使館附陸海軍武官俸給令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十一月二十二日
內閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西鄕從道
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百十二號

在外國公使館附陸海軍武官俸給令

第一條　在外國公使館附陸海軍武官ノ俸給ハ分チテ本俸及在勤俸ノ二種トス
第二條　公使館附陸軍武官ノ本俸ハ陸軍給與令ニ定ムル所ノ現役俸及職務俸トス
公使館附海軍武官ノ本俸ハ海軍軍人俸給令中第一表ニ依ル
第三條　公使館附陸海軍武官ノ在勤俸年額ハ別表ニ依ル
陸軍大尉ニシテ公使館附少佐ノ職務心得ヲ命セラレタル者ノ在勤俸ハ陸軍佐官ノ在勤俸額ニ同シ
第四條　淸國公使館附陸海軍武官ニシテ特ニ天津在勤ヲ命セラレタル者ニハ年額三百六十圓以內ヲ增給スルコトヲ得
第五條　在勤俸ハ海外在勤ノ場合ニ於テ本俸ノ外任所到著ノ翌日ヨリ任所出發ノ前日マテ之ヲ給ス
第六條　任所替ヲ命セラレタルトキハ舊任所出發ノ當日ヨリ新任所到著ノ日マテハ在勤俸ヲ給セス
第七條　歸朝若クハ任所替ヲ命セラレタル者其ノ辭令到達ノ日ヨリ三十日ヲ過キ尙出發セサルトキハ其ノ翌日ヨリ在勤俸ヲ給セス但特ニ滯在ヲ命セラレタル者ハ此ノ限ニアラス
第八條　俸給ハ年額ヲ十二分シテ一箇月分トシ每月下旬ニ之ヲ給ス外國ニ送金ヲ要スルモノハ三箇月分以內ニ於テ前金渡ヲ爲スコトヲ得
第九條　歐米各國ニ在勤スル者ノ在勤俸ハ金貨ヲ以テ支給シ東洋諸國ニ在勤スル者ノ在勤俸ハ銀貨ヲ以テ支給ス

附則

第十條　本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス
明治二十一年勅令第十八號及本年勅令第六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

（別表）在外國公使館附陸海軍武官在勤俸

任所／官	英露米佛	獨伊	淸	朝鮮
陸海軍佐官	二千二百圓	二千圓	千七百圓	千六百圓
陸海軍尉官	二千圓	千八百圓	千六百圓	千五百圓

朕外交官及領事官試驗規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十一月二十二日
內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣　陸奥宗光

勅令第二百十三號

外交官及領事官試驗規則

第一條　外交官及領事官試驗ハ須要ニ應シ外務省ニ於テ外交官及領事官試驗委員之ヲ行フ
第二條　外交官及領事官試驗ヲ行フヘキ期日ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
第三條　年齡滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該當セサル者ハ外交官及領事官試驗ヲ受クルコトヲ得
一　重罪ヲ犯シタル者但國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラス
二　定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者
三　破產者タハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
第四條　外交官及領事官試驗ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ出願書ニ履歷書及論文並ニ之ヲ英文、佛文又ハ獨逸文ニ飜譯シタルモノヲ添ヘ之ヲ試驗委員ニ差出スヘシ
前項ノ書類ハ總テ出願人ノ自筆タルヘシ
第五條　外交官及領事官試驗ハ前條ノ履歷書及論文並ニ其ノ譯文ニ就キ試驗ヲ受クルニ足ルヘキ者ト試驗委員ニ於テ認メタル者ヲ召集シテ之ヲ行フ
第六條　外交官及領事官試驗ヲ分チテ第一次試驗及第二次試驗トス第一次試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試驗ヲ受クルコトヲ得ス
第七條　第一次試驗ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行ヒ仍體格ヲ檢査ス
一　作文邦文竝ニ第四條ノ譯文ニ用ヰタル外國文
二　外國語第四條ノ譯文ニ用ヰタル國語
三　公文摘要邦文
四　口述要領筆記邦文
第八條　第二次試驗ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ
一　憲法
二　行政法
三　經濟學
四　國際公法
五　國際私法
以上ノ科目ハ試驗ノ際撰擇取捨スルコトヲ得ス
一　刑法
二　民法
三　財政學
四　商法
五　刑事訴訟法
六　民事訴訟法
七　外交史
以上ノ科目ハ受驗者ヲシテ其ノ中ニ就キ豫メ一科目ヲ撰擇セシメ之ヲ試驗ス
第九條　第二次試驗ハ分チテ筆記試驗及口述試驗トス筆記試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス
第十條　出願人ノ願ニ依リ英語佛語又ハ獨逸語ノ外仍他ノ外國語ヲ試驗スルコトアルヘシ
前項ノ試驗ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ旨ヲ豫メ出願書ニ記載スヘシ
第十一條　外交官及領事官試驗ヲ出願スル者ニハ手數料トシテ金十圓ヲ納メシム
第十二條　不正ノ方法ニ因リ試驗ヲ受ケント企テタル者其試驗ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス試驗合格ノ後是等ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無效トス
第十三條　試驗合格者ヲ定ムル方法ハ試驗委員ノ議定スル所ニ依ル
試驗合格ノ有效期限ハ合格證書交付又ハ[illegible]任用セラレタル者ヲ[illegible]

除ク外一箇月間トス[illegible]
第十四條　外交官及領[illegible]

○內務省訓令第二[illegible]
明治二十二年（九[illegible]
第二條第四條及第[illegible]
明治二十[illegible]

第二條　本規程ニ[illegible]
第四條　本省庶務局[illegible]

○大藏省訓令第二[illegible]
明治二十二年當省[illegible]ノ通改正ス
明治二十六[illegible]

金庫出納事務規程
第一章　總則
第一條　金庫ノ事務ヲ分[illegible]
第二條　金庫ノ出納ハ[illegible]
第三條　金庫ニ於テ領收[illegible]